

### 第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

#### 目次

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</b></p> <p>第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p><b>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小企業者</p> <p>第4款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の5（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>	<p><b>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</b></p> <p>第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p><b>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小企業者</p> <p>第4款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の5（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場 合の法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場 合の法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 5 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額 の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 5 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額 の特別控除》関係
<u>第 42 条の 12 の 5 の 2 《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合 の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u>	
第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係	第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係
第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係 第 1 款 共通事項 第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等 第 3 款 海洋運輸業等	第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係 第 1 款 共通事項 第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等 第 3 款 海洋運輸業等
第 43 条の 3 《被災代替資産等の特別償却》関係	第 43 条の 3 《被災代替資産等の特別償却》関係
第 44 条 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施 設の特別償却》関係	第 44 条 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施 設の特別償却》関係
第 44 条の 2 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係	第 44 条の 2 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係
第 44 条の 3 《共同利用施設の特別償却》関係	第 44 条の 3 《共同利用施設の特別償却》関係
第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係	第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第 46 条 《障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却》関係</p> <p>第 46 条の 2 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係</p> <p>第 47 条 《特定都市再生建築物の割増償却》関係</p> <p>第 48 条 《倉庫用建物等の割増償却》関係</p> <p>第 52 条の 3 《準備金方式による特別償却》関係</p> <p><b>第 2 章 準備金等</b></p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 《共通事項》関係</p> <p>第 55 条 《海外投資等損失準備金》関係</p> <p>第 56 条 《特定災害防止準備金》関係</p> <p>第 57 条の 4 《原子力発電施設解体準備金》関係</p> <p>第 57 条の 4 の 2 《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係</p> <p>第 57 条の 5 《保険会社等の異常危険準備金》関係</p> <p>第 57 条の 6 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係</p> <p>第 57 条の 7 《関西国際空港用地整備準備金》関係</p> <p>第 57 条の 7 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係</p> <p>第 57 条の 8 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係</p> <p>第 57 条の 9 《中小企業者等の貸倒引当金の特例》関係</p> <p><b>第 3 章 削 除</b></p> <p><b>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</b></p> <p>第 58 条 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p>	<p>第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第 46 条 《障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却》関係</p> <p>第 46 条の 2 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係</p> <p>第 47 条 《特定都市再生建築物の割増償却》関係</p> <p>第 48 条 《倉庫用建物等の割増償却》関係</p> <p>第 52 条の 3 《準備金方式による特別償却》関係</p> <p><b>第 2 章 準備金等</b></p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 《共通事項》関係</p> <p>第 55 条 《海外投資等損失準備金》関係</p> <p>第 56 条 《特定災害防止準備金》関係</p> <p>第 57 条の 4 《原子力発電施設解体準備金》関係</p> <p>第 57 条の 4 の 2 《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係</p> <p>第 57 条の 5 《保険会社等の異常危険準備金》関係</p> <p>第 57 条の 6 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係</p> <p>第 57 条の 7 《関西国際空港用地整備準備金》関係</p> <p>第 57 条の 7 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係</p> <p>第 57 条の 8 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係</p> <p>第 57 条の 9 《中小企業者等の貸倒引当金の特例》関係</p> <p><b>第 3 章 削 除</b></p> <p><b>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</b></p> <p>第 58 条 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</b></p> <p>第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係</p> <p><b>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</b></p> <p>第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係</p> <p><b>第6章 削 除</b></p> <p><b>第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例</b></p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p><b>第8章 交際費等の課税の特例</b></p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p><b>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b></p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p>	<p><b>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</b></p> <p>第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係</p> <p><b>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</b></p> <p>第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係</p> <p><b>第6章 削 除</b></p> <p><b>第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例</b></p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p><b>第8章 交際費等の課税の特例</b></p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p><b>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b></p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>	<p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>
<p><b>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p>	<p><b>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 その他</p> <p>第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第66条《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p> <p>第66条の2《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p><b>第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b></p> <p>第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p>	<p>第2款 その他</p> <p>第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第66条《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p> <p>第66条の2《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p><b>第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b></p> <p>第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第10款 申告調整等</p> <p>第11款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12款 その他</p>	<p>第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第10款 申告調整等</p> <p>第11款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12款 その他</p>
<p><b>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</b></p> <p>第66条の4の3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第9款 申告調整等</p> <p>第10款 国外移転所得金額の取扱い等</p>	<p><b>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</b></p> <p>第66条の4の3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第9款 申告調整等</p> <p>第10款 国外移転所得金額の取扱い等</p>
<p><b>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</b></p> <p>第66条の4の4《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係</p>	<p><b>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</b></p> <p>第66条の4の4《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係</p>
<p><b>第12章 支払利子等に係る課税の特例</b></p> <p>第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p>	<p><b>第12章 支払利子等に係る課税の特例</b></p> <p>第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《対象純支払利子等に係る課税の特例》 関係</p>	<p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《対象純支払利子等に係る課税の特例》 関係</p>
<p><b>第 13 章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係</p>	<p><b>第 13 章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係</p>
<p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係</p>	<p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係</p>
<p><b>第 14 章 その他の特例</b></p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 66 条の 13 《特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p>	<p><b>第 14 章 その他の特例</b></p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 66 条の 13 《特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p>



改 正 後	改 正 前
第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係 第 1 款 合併法人等 第 2 款 特定軽課税外国法人等	第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係 第 1 款 合併法人等 第 2 款 特定軽課税外国法人等

## 二 第 42 条の 5 ～第 48 条((共通事項)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5～48(共)－1 措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 5 の 2 第 1 項</u>及び第 43 条から第 48 条まで……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5～48(共)－2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 5 の 2 第 1 項</u>及び第 43 条から第 48 条までの規定(同法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 6 の 2 第 1 項</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36……………</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5～48(共)－1 措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項及び第 43 条から第 48 条まで……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5～48(共)－2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項及び第 43 条から第 48 条までの規定(同法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42 の 5～48(共)－3 措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 10 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、<u>第 42 条の 12 の 5 の 2</u>、第 43 条から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 2 から第 48 条まで……………</p> <p>……</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42 の 5～48(共)－3 措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 10 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、第 43 条から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 2 から第 48 条まで……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

三 第 42 条の 12 の 5 の 2 (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 42 条の 12 の 5 の 2 (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>42 の 12 の 5 の 2-1 措置法第 42 条の 12 の 5 の 2 第 1 項に規定する認定導入 事業者が、その取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) をした 同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備 (以下「認定特定高度 情報通信技術活用設備」という。) を自己の下請業者に貸与した場合におい て、当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者の ためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定 高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供した ものとして取り扱う。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>42の12の5の2-2 措置法第42条の12の5の2第2項に規定する税額控除限度額を計算する場合における認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p><u>④1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 認定特定高度情報通信技術活用設備の供用年度において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第42条の12の5の2第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において基本通達10-2-2（連結基本通達9-2-3を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

四 第 65 条の 7 ～ 第 65 条の 9 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7 (3) - 12 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、<u>第 42 条の 12 の 5 の 2</u> 及び第 43 条から第 48 条まで……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7 (3) - 13 ……………措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、<u>第 42 条の 12 の 5 の 2</u> 及び第 43 条から第 48 条まで……………</p>	<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7 (3) - 12 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4 及び第 43 条から第 48 条まで……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7 (3) - 13 ……………措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4 及び第 43 条から第 48 条まで……………</p>